

平成26年度 東京都税制調査会
第3回小委員会 議事録

日 時 平成26年7月28日(月) 午後2時～
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成26年度 東京都税制調査会第3回小委員会

平成26年7月28日(月) 13:59~15:57
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第3回小委員会次第」「座席表」でございます。

その右側ですが、上から「第3回小委員会の論点」「税込シミュレーションの目的」「委託調査報告書(概要)」「委託調査報告書(本文)」「税込推計等一覧」「全国と東京都の税目別税込推移」「全国と東京都の税目別税込構成比」「全国と東京都の将来推計人口」でございます。

一番右側ですが、「これまでの小委員会での主な議論」と前回までの小委員会で御質問のあった「外形対象法人における産業別の外形標準課税割合の推移」「平成25年度固定資産税・都市計画税の税率一覧」でございます。

また、机上に配付しておりますファイルには「平成23年度答申」「平成24年度中間報告」「平成25年度中間報告」及び第1回、第2回の小委員会の資料がつづつございます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行につきましては、小委員長にお願いいたします。

【小委員長】 お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまから「平成26年度東京都税制調査会第3回小委員会」を開催させていただきます。

前回お伝えしたとおり、今回の審議は非公開とさせていただきます。

なお、本日の議事録は、答申の公表とあわせて公開させていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、まず、今日の議事について、事務局から論点と本日の進め方について説明してください。

【税制調査課長】 「第3回小委員会の論点」という資料を御覧ください。

本日は、論点を2つお示ししております。1つ目は「税込シミュレーション調査について」でございます。事務局からシミュレーションの目的の御説明をし、調査委託先である〇〇から調査の中間結果を御報告いただきました後、委員の皆様にお示した論点の①、②について御議論いただきます。

その後、〇〇には御退席いただきまして、小委員会の後半では、論点の2つ目「少子・高齢化、人口減少社会における税制のあり方に関すること」について、シミュレーションの結果や、これまでの小委員会での議論を踏まえ、御検討いただきたいと思います。

なお、本日お配りしております資料のうち、税込シミュレーションに関する資料、資料番号で言いますと2から6になりますが、こちらは、恐れ入りますが、会議終了後に回収をさせていただきます。中間報告であること、また、数値がひとり歩きすることを避けたいと考えております。先週、皆様にメールでお送りした資料につきましても、お取り扱いに御配慮くださいますようお願いいたします。

【小委員長】 ありがとうございました。

それでは、税込シミュレーション調査について、事務局から説明してください。

【税制調査担当部長】 それでは、まず、税込シミュレーションの目的につきまして、事務局から御説明させていただきます。資料1の「税込シミュレーションの目的」と書いた資料を御覧いただきたいと思います。

今回、少子・高齢化、人口減少社会に対応できる持続可能な税制のあり方について検討する資料とするため、都税調として、2040(平成52)年までの税込シミュレーションを行うものでございます。

基本的考え方として2点整理させていただいておりますが、1つは、中長期的な展望をするという点。今期の都税調は、少子・高齢化、人口減少がもたらす社会経済への影響等を踏まえながら税制のあり方について検討を

進めてまいりました。さらに、税収に対しては、どのような影響をもたらすかシミュレーションを行いまして、一定の中長期的な展望に基づいて、さらに検討を深めていただくことができればという趣旨でございます。

その際ですが、2点目の堅実な税収推計と申しますのは、一般に行政機関が行う将来推計となりますと、政策目標の達成を前提に置いて行うものでございますけれども、現下の財政状況等を踏まえまして、今回、都税調といたしましては、過去の実績等に基づく堅実な税収シミュレーションをもとに、政策的な意図、すなわち目標的な意味合いを排除した趨勢的な経済成長を想定しまして、そのもとでも対応できるような税制のあり方について検討を行いまして、都民に問題提起するものとしてはどうかというものでございます。

続きまして、あらかじめ頂戴した御意見について御説明をいたします。

【税制調査課長】 今回の税収シミュレーション調査に当たりましては、昨年度末から小委員会委員の皆様にご個別に御意見等をお伺いさせていただいております。いただいた全ての御意見を反映することはできませんでしたが、中間報告の段階では、次に御紹介する御意見を入れさせていただきましたので、御紹介したいと思います。お忙しい中、ありがとうございます。

まず、1点目ですが、税収予測を行う方法としては、税収関数の推計によるシミュレーションが妥当ではないか。

実質経済成長率と物価上昇率は税収に大きな影響を与え、それ次第で結果が大きく変わってくるので、楽観シナリオと保守シナリオを用意する必要があるのではないかと。

税収弾性値は保守的に見積もるべきである。

我が国の経済成長率は、時代によって大きく変化してきた。税収弾性値を計算するときは、個々の時代ごとの差について配慮すべき。

中長期の税収シミュレーションなので、現行制度にとらわれ過ぎないほうがよいのではないかと。

固定資産税については、GDPなどとの比例関係を見てはどうか。

そういった御意見をいただいております。

以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、受託会社である〇〇より調査委託の中間報告を行っていただきます。それでは、お願いします。

【受託会社】

(調査内容の説明)

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、御質問、御意見を伺いたいのですが。

【〇〇委員】 基本的にはこの推計方法でいいかなと思いますが、あとは、ひょっとしたら、いろいろな調査の目的に即して、部分的に、人口動態とか、そういうのがより反映できるような変数を追加的に加えて分析することが、中間報告の後ということで、あり得るかもしれないのですが、一通りパフォーマンスは、税収の推計結果を見ている限りは、大きく異常な値になっているというものは今のところは観察されないもので、それなりのパフォーマンスはいいのかなと拝見しております。

1つだけ質問をさせていただきたいのですが、これらの税収関数のおおむねの決定係数はどのくらいだったかを聞かせてください。

【小委員長】 では、御説明いただければ。

【受託会社】 一部、推計期間が短くてというものもありますけれども、おおむね0.7以上になるようなモ

デルを選定しております。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの方で何か御質問、御意見ございましたら。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 論点の①、②については、私は専門家でないので、この方法がいいかどうかについてはわかりませんのでコメントはいたしません、全般的な問題についてお聞きしたいのですが、この推計は、現在の少子・高齢化、人口減少の状況が今後も続くという前提で、人口なり所得がそういう傾向で進むということを前提で推計されておると理解してよろしいのですか。

【小委員長】 この点についても御説明をいただければと思います。つまり、出生率その他の前提ということですが。

【受託会社】 2050年に1億人を目指すとかいう話もありますけれども、そうした政策的な、意図的な底上げというのを今の段階の標準シナリオには織り込んでいません。自然体で、社人研が出している中位の推計に基づいてやっておりまして、そういった政策の効果みたいなものも含んだ楽観・悲観シナリオは別に設定して推計を今後やっていこうと考えています。

【〇〇委員】 そうしますと、今後、我々が、少子・高齢化、人口減少社会における税制のあり方というものを考える場合に、この推計値で税収が新しい需要なりを賄えるものなのかどうかという判断はする必要があるのではないかと思うのですが、その辺はどう考えておられますか。

【受託会社】 我々はあくまでも推計ということで調査をさせていただきまして、お手元に資料5のグラフがあると思いますが、都税収でいきますと、東京都の場合は不交付団体ですから、基本的に税収をベースにマネジメントしていくことになると思いますが、東京都の都税収分のSUM、合計値が税源の予測になると思います。あとは、これに対して、歳出ですね、扶助費等がどんと上がってくると思いますので、これとのバランスでそこら辺はジャッジしていくことになるかなと思います。

【〇〇委員】 結局、将来の歳出の予測をしないと、我々が税制を考えた場合に、どういう税目をどれだけ減税したり、増税したりしなければいけないかという議論の基礎ができないと思うのですけれども、その辺はどう思っているのでしょうか。

【小委員長】 もちろん税収を予測するというとき、財源としての税収ですので、歳出がどれだけ予想されるかということがその前提となるわけです。今回の委託調査については、そちらの委託はしておりませんので、あくまでも、今、説明をいただいたとおり、自然体で税収がどうなっていくかという基礎調査ということですが、それを受けて、歳出のほうはどうなるか、これは我々が考えることというよりは、東京都全体として考えることですが、それに応じて、さらに税制をどう動かすかという対応が迫られるかと思います。今の段階では、現行の税制と経済予測のもとでどうなるかということ、まず実態を把握しなければ話が始まらないだろう、そういうレベルの調査になっています。

【〇〇委員】 この推計値はわかるのですけれども、今後、どういう税目について、どう対応するかという判断がこの数字だけで出てくるのかどうかについて、ちょっと疑問を持ったものですから。

【小委員長】 もちろん、この調査だけから答えが出てくるとは考えておりません。

それでは、このシミュレーションにつきまして、ほかにも御質問、御意見がございましたら、いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 質問というより確認を少しさせていただきたいと思います。所得税の租税関数を考えるときに、主に賃金の総額で見ていると思うのですけれども、考え方としては、資本所得を考慮に入れても、特に影響を与えないものだという考え方でされているのかどうかというのが1つ目です。順番のほうがいいですかね。

【小委員長】 では、1個ずついきますか。まず、この点はいかがでしょう。

【受託会社】 おっしゃるとおり、今回、我々、推計式作成をする段階で、決定係数の問題もあって、名目GDP、それから、就業率等の人口の変数にうまく反応していってくれるような部分をつくり上げていく中で出てきたというところでございます。影響度としてはそんなに大きくないという認識であるというのは、私どももそのように考えているところでございます。

【〇〇委員】 2つ目が、今度は法人税のほうで、黒字法人の所得金額をGDPを使いながら、その関連を見ているという感じにはなると思いますが、GDPでの営業余剰の金額と、税務上の黒字法人の所得の金額というのは、繰越欠損がある関係でずれると思うのですね。ずれるのだけれども、全体として見ると両者に関係があるというふうに捉えて、このモデルを考えているという認識でよろしいですか。

【受託会社】 確かにおっしゃるとおり、それはあるのですが、推計期間を1995年以降に限定した関係もあり、その影響というのは比較的小さくはなっているところと、あと、全体に共通することだと思うのですが、精緻化はしたいのだけれども、すると、将来値、その数字を外生的にどう置くのだということもあって、結局、名目GDPに回帰してしまったりすると、結果としては余り変わらないということもあるので、おっしゃる論点は確かにそうで、厳密な推計をしようと思うと、そういったところも当然効いてきますので、場合によってはラグを持たせるというのものもあるかもしれないのですけれども、ベースとしては当期、当期の関係にありますので、これでフィッティングはよかったです、そこはちょっと目をつぶっているという状況です。

【〇〇委員】 最後ですけれども、人口移動に関しては、従業地／居住地基準の値でずっと変わらないという前提でシミュレートしていただいたということによろしいですか。

【受託会社】 東京都の潜在成長率を出す際に、東京の場合は居住地ベースだと大分小さくなってしまって、埼玉とか、他県から来ている人も多いということで、従業地ベースでやっていますけれども、将来、東京以外から東京に働きに来る人がどうなるかという設定はなかなか当方では難しかったということもあって、2000年から2011年の実績値の平均を横置きという形でやっております。なので、東京都がもっと集中が進むというか、ドーナツ化が進むということになれば、これは上がっていくのかもしれないのですけれども、そこはこちらでは想定は置きにくかったので、横置きということです。

【小委員長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 はい。

【小委員長】 それでは、ほかの委員の方からどうぞ。何かございましたら。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 資料3で少しお聞きしたいのですけれども、法人税を推計したときの形が入っているのですけれども、つらつら見ていくと、将来シナリオを推計するときにGDPギャップをゼロで仮定しているの、上のほうの推計結果2と書いてある表の1995年から2012年のものですが、一番下の所得金額の黒字法人の比率、いわゆる黒字比率は、GDPギャップゼロを入れるわけですから、定数項だけが残ると、68%ぐらいの企業が常にコンスタントに黒字になっているという算段になるわけですが、むしろここは外生的に仮定したほうが素直なのではないかと思うのです。ゼロとこの後にシナリオを置くならですね。精緻化はこの後、御検討なさってくださいということだったので、先ほど〇〇委員もおっしゃったとおり、人口動態の変化、同じ人口でも人口の中身が変わってくるというのは当然御検討なさってくださいのだとは思いますが、どうせ定数項しか効いてこないことが見えていっちゃうのだとすれば、ここ自体を最初からコントロールしたほうが、つまり、外生的に与えてしまうことのほうが自然だし、むしろこちら側を自然に減らしていくなり、増やすなり、自分たちはわかりませんが、皆様の御感触のあるところに入れてしまってもいいのではないかという感じはいたしました。もし私に誤解があれば正していただきたいと思っております。

【受託会社】 わかりました。その辺は今後検討させていただきます。

【小委員長】 〇〇専門委員、どうぞ。

【〇〇専門委員】 〇〇委員のおっしゃることは確かにそういうことだと思うのですが、法人比率を将来どうするかというのは非常に難しいと思いますし、法人税率を下げたときに、課税の幅を広げるとか、いろいろあると思いますので、現実問題として、これは非常に難しいかなと。

それから、ずっと見させていただいた中で、説明変数についてはいろいろなお考えがあるのではないかと思うのですが、先ほど〇〇がおっしゃったように、将来のシミュレーションにつなげていくために必要な変数だと、どうしてもこのぐらいになって、実はもうちょっと細かくやろうと思ったり、あるいは人口動態の変数をどんどん入れようとする、いろいろなことができるのだらうと思うのですが、やはり現実的なシミュレーションの値、納得いく値を出していくためには、こういうところがちょうどいいかなと。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございました。

大変基本的なことでも恐縮なのですが、2点教えてください。

まず、資料2の5ページ目のところで、全国のGDPに占める東京都のシェアが次第に右肩上がりに上がっていくという推計になっているのですが、これは何が効いているのかを教えてください。1点目です。

それから、2点目として、固定資産税収について、GDPの3年平均というのを外生変数で入れているのですが、本当に勉強不足で恐縮なのですが、むしろ、さっきから出ているように、人口の構成が変わったりですか何かを考えたときに、固定資産税収に関して、GDPというところでもいいのかどうかというのが若干気になる部分もあって、先行研究などもあって入れておられるのだと思うのですが、これはどういう考え方でやっておられるのか、基本的なことでも恐縮なのですが、教えてください。お願いします。

【受託会社】 まず、1点目のシェア上昇についてですけれども、単純に言いますと、全国の成長率に比べて東京都の成長率が高いからということになっております。上のほうに実質GDPの将来推計値、灰色で網がけしているところを御覧いただきますと、2011年以降、2040年にわたって、ポツ2ぐらい高い状況になっておりますので、それが影響しているところになっております。

なぜ違うのかということですが、TFP、いわゆる労働とか、資本とかを合わせた生産性は一緒なのですが、労働とか、資本投入の減り方が小さいということになっております。

【〇〇委員】 わかりました。

【受託会社】 固定資産税のほうについて御説明させていただきたいと思います。おっしゃるとおり、先行研究を見ている中でも、おおむね固定資産税についてはGDPで回帰しているケースのみになっていたので、土地、家屋については3年ごとの評価替えということを考慮して3年平均というふうに置かせていただいておりますけれども、先行研究に人口を入れているパターンが見当たらなかったものですから、このような形にさせていただいております。

【小委員長】 ほかにいかがでしょうか。

私から1点よろしいですか。全体の数字が並んでいる資料4を見ますと、A3の紙ですね。白抜きが東京都で、網かけが全国ということで、ほとんどの税目に関して、東京都のほうが全国より伸び率が高いわけです。ただし、例外が若干ございまして、その例がどこかという、法人事業税の付加価値割と資本割のところは例外的に都税の伸び率のほうが低い。先ほど御説明があった概要版で見ると、18ページに関数が出てくるのですが、この関数で何が入っているかという、付加価値割は名目GDP、資本割は全法人の資本金総額となっています。名目GDPにおける東京都の構成比はどんどん高まっているわけです。そうすると、どうしてこういう数字が出てくるのか、というのが不思議なのですが、いかがでしょうか。

【受託会社】 最初に説明すべきだったかもしれないですけども、この表では2010年を1としています。将来値の推計に際しては、出ている最新期の税収、2012年だったり、2013年だったりするわけですけども、最新の税収をもとに推計値で伸ばしているという形になっていますので、12年や13年の実績が低くなってしまっていると、そこから伸ばしているので、10年と比較した場合に落ちやすくなるという傾向があるのかなというところです。

あとは、もう一度パラメータ等は確認していく必要もあるかもしれないですけども、私もその点は同様に気になっておまして、ちょっと見てはみたんですけども、実績が、10年の後に、全国に比べて東京都が下がってしまっていて、そこから伸ばしている関係で、10年を1とすると、やや低い数字になっているというところがあるのかな。なので、見せ方としては、2013年をベースにするといいますか、そこはちょっと工夫は必要かもしれないです。

【〇〇委員】 今の点の確認なのですが、御説明のときにもおっしゃられたと思うのですが、地方法人特別税とか、地方法人税の国税化された部分については、今回のシミュレーションでは反映されているのか、いないのか。ここはちょっとわからないので、確認させてください。

【受託会社】 反映しています。付加価値割とか資本割はその対象になっていないのですが、所得割とか法人税割のところは反映しています。

【〇〇委員】 それは、今後も、今のものが現状で、ずっと伸ばしているという理解でいいですか。

【受託会社】 2014年度税制改正のものが、2014年10月の事業年度から適用されると思うのですが、10月以降の数字をそのまま、40年まで。

【〇〇委員】 わかりました。

【小委員長】 今の〇〇委員の付け足しですが、御存じのとおり、地方法人特別税は、いったん国税として吸い上げて、それを譲与税という形で、いわゆる再配分する。先ほどの地方法人税のほうも、いったん国税として集めて、それを交付税原資に入れるということなのですが、譲与税や交付税になって戻ってくる分はこの数字には入っているのですか。それは入っていないのですか。つまり、譲与税の分などは入っていないのですか。

【受託会社】 入っていないです。

【小委員長】 そうですか。ということは、再配分された分は抜けているということですね。

【受託会社】 消費税は精算後の数字です。

【小委員長】 ほかはいかがでしょうか。

〇〇専門委員、今、〇〇委員から始まって、多くの委員が意見、質問を出されましたが、これらを受けて、さらにこの推計を改善していくことについてのアドバイスなど、そういうことに御協力いただけるということでしょうか。

【〇〇専門委員】 わかりました。

【小委員長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は〇〇の皆様は、ここで御退席されます。ありがとうございました。

(受託会社退室)

【小委員長】 それでは、次の論点に移ります。事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、次の論点の前に、前回と前々回の小委員会でリクエストのございました資料の御説明をしたいと思います。

2つあるのですが、まず、「外形対象法人における産業別の外形標準課税割合の推移」という2枚の資料を御覧ください。

外形標準課税が導入されたのは平成16年ですけども、平成20年度に法人事業税の暫定措置が導入された

ときに税率が変わりましたので、上の四角の中の、下線の部分ですが、暫定措置導入後で、制度上の理論値は、外形標準課税の割合が約45%になっております。そのうち付加価値割の部分が30%、資本割の部分が15%ということになります。この変更が平年度化したのが平成22年度からでございますので、下の棒グラフ、上が東京都、下が全国でございますが、こちらの平成22年度以降のほうを御覧いただきたいと思います。そうしますと、グラフの付加価値割の部分、棒の下の部分ですね。灰色に塗ってある下の部分ですけども、例えば、東京都のところで、一番右の24年度の全産業というところを見ていただきますと、付加価値割の割合が28.7%ということで、制度上は付加価値割分が約30%になっていますが、それよりもわずかに低くなっていることがわかります。また、全国はその下ですけども、付加価値割の割合が29.9%と、わずかに高くなっておりませんが、余り違いがないことがわかります。また、全産業を製造業と非製造業に分けてございますが、これも余り違いがないのですね。金融業につきましては、自己資本規制というのがあるので、資本割の部分がちょっとウエイトが高くなっております。

これまた四角の上のほうになります。下の矢印の先に少し大きな字で書いてありますけれども、外形の割合を拡大した場合、つまり付加価値割合の部分で拡大した場合、現行で付加価値割合が理論値を上回っている場合には、産業の法人税負担は増加する、反対に下回っている場合は法人の税負担は減少することになりますので、全国、都とも税負担は大体中立ですが、都ではわずかながら外形基準、付加価値割を増やした場合には税負担減になるであろうということがわかります。

この製造業・非製造業ですと、業種別の顕著な違いがわからないので、次の2枚目に業種詳細版をつけてございます。上の部分は1枚目のグラフの元データですが、下の段が、左が東京都、右が全国で、少し細かい業種別になっておりまして、こちらの数字は外形標準課税の割合なので、付加価値割と資本割、両方入っていますので、理論値は45と比べていただくのですが、例えば、東京都の平成24年度で、一番上の倉庫を見ていただきますと、40.5%になっていますので、45%より低いということで、こうした業種は業界としては外形基準の割合を増やした場合、負担減になる。反対に、例えば、建設業、真ん中ぐらいですが、こちらは55%となっていますので、外形基準の割合を高めますと負担増になるだろうということがわかります。こういう資料でございます。

次に、「平成25年度固定資産税・都市計画税の税率一覧（全国市町村）」というのがございます。こちらは、固定資産税の超過課税をすることと、都市計画税の制限税率よりも低く課税していることに何か関係がないのかという話で、一覧をつくってみたのですが、相関関係がなかなか見られなくて、それで一覧表をお出ししました。

1つは、固定資産税の超過課税を行っているところは、前回の資料のときに156あったのですが、それがほとんど小さな自治体ですので、そもそもその中で都市計画税を課税しているところが26しかありません。そのうち都市計画税を制限税率よりも下げているところが16ということだったのですが、例えば、固定を上げているから都市計画税を下げるとか、そういうことが余りありませんでした。

また、都市計画税の課税については、見ていただくとわかるのですが、割と地域でそろって横並びで下げたりしているのかなということが見られます。この資料のほうは、「不」と書いてあるのは不均一課税を実施している団体、固定資産税を超過課税している156の団体に網かけがしてございます。これがリクエストのあった資料でございます。

続きまして、論点2ですが、資料8の「これまでの小委員会での主な議論」を御覧いただきたいと思います。こちらは、第1回、第2回の小委員会でもいただいた主な御意見をまとめたものでございます。

1枚目は、固定資産税についてですけども、住宅用地の課税標準の特例を廃止してはどうかという御意見に対して、全廃することについては納税者の理解を得られないだろうということ、それぞれの自治体が地域の実情に応じて税負担を決めることについて、わがまち特例というものもあるけれども、税率の変更のほうが明快ではな

いかという御意見もありました。

それから、一番下の四角の中で、高齢化が進む中での固定資産税のあり方について、どう考えたらよいのかということが論点となっております。

2枚目につきましては、個人住民税と法人課税でございますけれども、個人住民税については、税率構造ですか、人的控除以外の控除のあり方について、また配偶者控除についてなどの御意見がございました。こちらについても、個人住民税の充実を検討すべきという意見がありますが、少子・高齢化、人口減少社会における税収予測も踏まえて、今後のあり方についてどう考えるかという論点でございます。

法人課税につきましては、一番下のところですが、我が国の産業競争力や立地競争力を強化する観点から、法人課税について負担軽減を求める意見が産業界を中心に強いが、少子・高齢化、人口減少社会における税収予測も踏まえ、今後のあり方についてどう考えるかということ論点にしてございます。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、後半の「少子・高齢化、人口減少社会における税制のあり方に関する事」について、御議論いただきます。前回までに出されていた資料上のリクエストにもこたえていただいていると思いますので、それについても、またさらに御意見、御質問あるかもしれません。そこも含めて御発言をいただければと思います。御自由どうぞ。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 どうもありがとうございます。

追加でいただいた2つの資料なのですが、外形対象法人云々のものですね。わからないところがあるので、外形標準課税割合というのは、何に対する割合なのですか。「理論値」という意味もちょっとわからないのです。

【税制部長】 外形標準課税割合といいますのは、事業税の中の、もともと所得課税だったわけですが、どれだけの割合を外形課税で納付していただいているかということです。ですから、制度設計上は、当初、4分の1を外形にするということで制度設計をしておりましたので、平均的な、全国レベルのマクロで見れば、25%という数値になるかと思います。もちろん、外形にしたときに、それぞれの業種、企業、年度によって、所得に対する利益の割合、付加価値と、それから、所得の比率が異なるわけでありまして、したがって、業種によって、外形標準課税にしたときに負担がふえる業種、減る業種があります。今回はそこら辺を数値的にわかりやすくするために、外形標準課税割合ということで、事業税全体に占める外形課税で納めた額。逆に言うと、残りが所得に対する課税で納めた額と、こういうことになりますので、この比率の高い企業は所得割が平均的に少ない、そういう指標となる数値を今回お示ししております。

【〇〇委員】 理論値というのは、理論に基づいた値ではなくて、制度上、適当に決めた値ですね。

【税制部長】 そうです。制度設計上用いた数値ということです。実際はそのとおりになっている企業と、なっていない企業がございます。

【〇〇委員】 どうして理論値という言葉を使うのですか。

【小委員長】 このファイルに入っている今年度の第1回小委員会の資料、一番下のほうだと思いますが、私のファイルには青い仕切りの紙が入っています。この後ろのほうの小委員会資料の冊子の16、17ページにその図が載っています。16ページの「導入後」と書いてある所得割・付加価値割・資本割、その下に制度創設時の設計は3対1、これが25%ということになっていて、おそらく税収がこうなるであろうと考えたということ。理論というよりは、想定ですね。総務省レベルの想定と考えていいのではないかと思います。これが例の地方法人特別税を入れた結果、所得割のほうが持っていかれてしまったので、当然、残った外形標準の比率が上がって、

25%から45%に上がる想定だということ、そういう説明ですね。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

まだあるのですけれども、いいですか。

【小委員長】 どうぞ。

【〇〇委員】 固定資産税と都市計画税はどうもありがとうございました。不均一課税の内容は当然わかりませんよね。

【税制調査課長】 個別にはわかりません。

【〇〇委員】 わかりました。

あとは、論点のところもコメントしていいのですか。

【小委員長】 はい。

【〇〇委員】 では、最後に資料8のところですね。これはどうコメントしたらいいのかな。内容について、一々伺ってよろしいですか。

【小委員長】 はい。

【〇〇委員】 では、まず、資料8の固定資産の③のところなのですが、最後に真ん中で、資産に対する課税により云々というのがあって、賃料にも反映するというのは、賃料にどちらの方向で反映すると考えられているのですか。上がる、下がる。

【小委員長】 どうぞ。

【税制調査担当部長】 前回、〇〇委員から御発言をいただいた趣旨は、非常に短く書いてしまったのでわかりにくいかと思えますけれども、固定資産税というのが資産に対する課税だということで、所得イコール課税ではないという御意見があった一方で、さはさりながら、固定資産税の税負担というのは、借地や借家でお住まいになっている方に対しては、賃料という形でそこにはね返っていくということを考えると、資産に対する課税とは言いながら、単に資産家、土地を所有している方に対する負担に反映するというだけではなくて、地代や家賃といった形で、その負担にはね返っていく方への配慮も必要ではないかと、そういった御意見だったのかなという。

【〇〇委員】 となると、固定資産税をかけると賃料が上がるとおっしゃっているのですか。

【税制調査担当部長】 固定資産税が上がれば賃料が上がる、下がれば下がる。

【〇〇委員】 私は授業では固定資産税が上がると賃料は下がると教えているのですが、どのようなロジックで下がるのでしょうか。

【小委員長】 この点は、バブル期の土地税制改革のときに議論になった、例の地価税をつくったときの議論を思い出しますね。そのときにやったときには、地価を下げようと思って課税した、地価税制をかけたという動きがあったと思うのです。

【〇〇委員】 これはバブルの話ではないですね。資本還元価額の話なので、各期のレント下がりますから、そのレントがキャピタライズしているのであれば、当然、土地の価格は下がるのではないのでしょうか。確かな実証分析があるかどうかはわかりませんが、バブルのときは資本還元していませんから、当然そういうことは起こらない可能性はありますが、税が資本化しているという前提だと、固定資産税を上げると、論理的には地価は、必ず下がることになります。

【小委員長】 おっしゃっていることはよくわかります。もちろん、このまま答申を書くわけではございませんので、表現はいろいろ工夫させていただきます。

【税制調査担当部長】 地価は下がるという御議論はわかるのですけれども、賃料も下がるという御議論と理解してよろしいですか。

【〇〇委員】 そうですね。賃料が下がると地価が下がる。

【〇〇委員】 〇〇委員、そういう実証はあるのですか。

【〇〇委員】 あります。

【〇〇委員】 どこの土地で具体的にどうなったということでしょうか。

【〇〇委員】 土地が上がると。

【〇〇委員】 いや、そうではなくて、例えば、東京都でも、横浜でも、実体経済としてあるのですね。

【〇〇委員】 どういうことですか。実証上、そういうことが。

【〇〇委員】 起きているかと。

【〇〇委員】 ケースとしてはどうなのでしょう。だから、バブルか、そうでないか、資本還元価格になっているかどうかでまた違ってきますので。

【〇〇委員】 いや、バブル期ではなく、正常な状態で。

【〇〇委員】 だから、理論的に考えると必ず下がりますね。地価が資本還元価格であるならば。だから、固定資産価格がそれを反映しているかどうかはまた別です。

【〇〇委員】 そういうことね。

【〇〇委員】 固定資産価格が資本還元価格を反映していないのであれば、必ずしもそうならないです。

【〇〇委員】 反映してないのでしょうか。課税価額との間に乖離がありますからね。

【〇〇委員】 同じように動いていけばいいのですけれどもね。だから、地価とか、もしくは賃料と言われているので、となると、賃料と固定資産の間には関係ないということになりますから。そうなってしまうと、固定資産評価額と賃料、収益還元価格と違いますねと言われたら。となると、そもそも賃料を議論することは余り…そうなりますよね。

【〇〇委員】 一致していればね。〇〇委員がおっしゃるように。

【〇〇委員】 一致していればいいのですけれども、固定資産の評価額と一致していなければ、賃料を語ること自体、意味がなくなりますので。

【税制調査担当部長】 私ども、実務上経験する範囲で申しますと、4月から固定資産税の縦覧という期間がございまして、始まるとすぐに地主の方が縦覧にお見えになります。で、一生懸命、御自分の土地の固定資産税がどのように上がるかというのを御覧になっていくわけですけれども、私ども、雑談で、一生懸命メモされていますけれども、どんな御使用ですかということをお聞きしますと、これをもとに地代をどうするかということを考えると大体の方がおっしゃいますので、ちょっと理論的な勉強が不足しておりまして大変恐縮ですけれども、実務で経験する範囲で申しますと、〇〇委員おっしゃった固定資産税の負担の増減が地代交渉、賃料の交渉にダイレクトに反映しているのかなど、実務的な経験では感じているところでございます。

【〇〇委員】 では、一回、実証分析を見るしかないですね。

【〇〇委員】 そうですね。もう一つは、東京都内の大家さんと店子の賃貸借契約が、固定資産税の変動があると賃料を改定しますよという条項が必ず入っているということで、経済現象として転嫁はあるのです。

【〇〇委員】 あとは、事象の一つ一つを個別で見るのではなくて、賃料が変わるときは、他の条件が等しいとき、どうなったかということを見なければいけないので、個別のデータでこうだ、個別のケースでこうだと言われても、私はなかなか納得できません。だから、キャピタリゼーションの実証分析をちゃんと個票単位で見たとき、どうなるかということかなと思います。少なくとも授業中に言っていることは全く違うので、ほかの先生も同じことを教えていると思います。

【小委員長】 言われていることはそれぞれよくわかりました。固定資産税を消費税の転嫁のように言っておられるのとは違うと思います。これまでの研究結果との整合性を考えさせていただきたいと思います。御意見あ

りがとうございます。

【〇〇委員】 済みません。加えて法人課税の論点について、制限税率を外すべきと私はずっと主張していますので、国が地方の法人課税に関する標準税率を下げても、実際の税率を東京都が上げたいのであれば自由に上げられるように制限税率を外すことはやはり強調してもらいたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 このところ出席できなくて申しわけないのですが、固定資産税の議論を前回もしていらっしゃるようで、論点整理、資料8というのはよくわかりますが、とにかく固定資産税については、今、いろいろ間違いもあって、あちこちで訴訟が起きていますし、結局、納税者層が大変多いので、ある意味では、法人税などの話と違って、本当に一人一人の庶民に直結するという面からすると、どういうふうに東京都が考えていくかというのは非常に大きいと思います。

土地の評価には2つ大きく考え方があって、先ほどのシミュレーションとの関係もあるのですが、今の賃料の話も、地価をどのように評価していくか、そことの関連もあるので、非常に入り組んでいて難しいのですが、先ほど、各地方のデータがありましたが、基本的に東京の場合、坪当たり地価は非常に高いですね。当然ですけれども。そのかわり、一人一人の住宅の大きさは余り大きくないのですが、それにしても平米当たり単価が非常に高い。その中で固定資産税の率が同じ、通常であれば同一ということですが、地方に住んでいらっしゃる方と、東京の地価の高いところに住まれている方は、税額で言うと、かなり違いがあるということがあります。そうであると、この率を少し上げるとか考えていくと、非常に効き方が大きいということになるので、そういう意味では、これから少子・高齢化、人口減少社会において、東京都にどういうふうな住まい方をさせていただくか、人口を維持して、あるいは増やしていくという中で固定資産税のあり方ということの視点はやはり必要かなと思います。

一人一人の住居はどうしても小さくなる。地価が高いので、100平米ぐらいで家を建てなければいけないという状況になる、あるいはもっと少ないということになるかもしれませんが、余り環境上よくない。そうすると、これは税金の話だけではなくて、ある程度の最低の面積を決めて居住を確保していくという政策と、あわせた形で、固定資産税についても考えていくという視点もあると思います。東京の場合、どうしても地価が高いので、小さなところに小さな家を建ててという話になりますね。それがよくないということであれば、そうでないような形を税制の面からもサポートしていく、生活環境をよくするというのを税制でも考える視点というのは、これからあるような感じがしています。複雑になるという問題はありますし、今までも少しはやっているわけですが、

耐震の話は非常に急ぐので、これはやるしかない。とにかく古い木造の耐震が危ないところは直していただくためには、税で何かしらのサポートをしていかなければいけない。そういう意味で、固定資産税というのは一人一人の、いわば零細な個人の人の生活、家に対する考え方に直結するという視点で見えていったほうがよいのではないかというのが私の意見です。必ずしもここにずばり合わないのですが、済みませんが、ずっと欠席していたので、その点申し上げたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

私も思ったのですが、先ほど〇〇委員からも質問もあったのですが、例えば、不均一課税というのがありまして、この表の中で「不」と書いてあるのが不均一課税なのですが、もちろん全国を調べるのは大変なのですが、東京都のページは12ページですか。これはエクセルのファイルだと思いますが、12ページの下半分から東京都、その上が千葉県で、次は東京都から神奈川県です。東京都、もしくはその近隣の県を見たときに、東京都の場合は、固定資産税は不均一課税はないけれども、都市計画税ではやっている。それから、都内でも武蔵野市、青梅

市が固定資産税の不均一課税をやっています。それから、八丈町は八丈島ですか、そこでもやっています。神奈川県を見ると、横浜は両方やっている。つまり主だった団体がどういう不均一課税をやっているかは、興味のあることかと思えます。これは個別的に、たくさんでなくていいので、東京都内、それから、横浜、相模原、千葉の政令都市がありますので、そういったところがどういうことをやっているかについて、改めて調べていただければと思いますが、よろしいですか。

【税制調査課長】 わかりました。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【○○委員】 どうして不均一課税に至ったかというところも、わからないでしょうかね。

【小委員長】 特別区の場合は東京都がやっているのですね。

【税制調査課長】 東京都の都市計画税の不均一課税は、前回、資料でお示ししたものですけれども、小規模住宅用地に関する都市計画税の軽減というのをやっております、昭和63年度から、小規模住宅用地について2分の1軽減しているという、その不均一課税ですね。特別区のところの都市計画税の「不」というのは、都内の各市は制限税率より低くかけています。都市計画税については、

【税制部長】 ちょっと補足いたしますと、東京都23区以外の大部分の不均一課税といえますのは、国のほうで特別法をつくりまして、一定の政策効果を高めるために、個々の法律の中で、これこれについては不均一課税をすることができるかと定めているのがあります。確認しておりませんが、いろいろな特別法に基づく不均一課税がほとんどのはずでございます。この件につきましては、次回、根拠法をお示ししたいと思います。

【○○委員】 となると、国の法律があって、その枠組み内でやっているのがほとんどということですか。

【税制部長】 私の知る限りでは、その自治体独自の政策目的でやっている例は少ないと思っています。

【○○委員】 ああ、そうですか。要するに、自治体の中で政治的に何か動きがあってこうやるというのはまじないと考えていいわけですね。

【税制部長】 はい。

【小委員長】 わかりました。それはまた具体的な例を少し調べていただければと思います。

【○○委員】 だろどろしているのですね、固定資産税制ってね。

【小委員長】 ほかはいかがでしょうか。○○委員、どうぞ。

【○○委員】 もう一つ、ついでに。税のことなので、よく納税者の理解を得ることができないという表現があるのですけれども、理解していただくにこしたことはないのですが、やはり増税だと誰か反対しますよね。お金をいただくので、やはり理解は必要なのですけれども、増税の場合、理解を得るのは難しいものだと思って議論するしか、理解をいただく努力は必要ですけれども、そういう姿勢も必要ではないかなと、あくまでも意見として申し上げたいと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

理解を得る努力をするのが誰かという問題があるので、それが我々なのか、あるいは知事なのか、議会かという問題があると思います。

【○○委員】 それは別に、結論とか何とか言えないのでしょうか。

【小委員長】 ここでの結論は、それに左右されるものではないかと。

ほかはいかがでしょうか。○○委員。

【○○委員】 この資料がその後、どういうふう動くのかわからないのですが、1つだけ違和感があるのは資料8なのですけれども、私、実際、この文言は正しくて、東京都における高齢の納税者にどうやって固定資産税を課していくのかはとても大きな問題だとは思いますが、ここで本当は使わなければいけない表現は、恐ら

く高齢者であろうが、若年層であろうが、低所得の方々、またはキャッシュフローのインがない人たちに対する課税は、基本的に固定資産税は難しいということだとすると、高齢者という前振り適切かどうかは丁寧にしていかなければいけないのではないかと思います。ここで言わなければいけないことは、現金の所得がない方々に対する固定資産税の負担は厳しいというのが趣旨なのではないでしょうか。

【小委員長】 ありがとうございます。

要するに、この形容詞のつけ方ですか。

【〇〇委員】 低所得者と書けばいいだけの話ではないですか。

【〇〇委員】 少子・高齢化が大事なテーマなので、文言を使う気持ちはわかるのですがということです。

【小委員長】 高齢でも担税力の高い人は当然いるわけです。担税力で見ればいいのであって、年齢で見るのではないだろう、そういう御趣旨かと思います。それはよくわかります。

【〇〇委員】 ただ、低所得者でも資産を所有しているという方、ですから、本当は一部処分をして現金をつくればいわけですね、そんなに税金を払えないのであれば。ただ、高齢者の場合、なかなかそういう動きがとれない。

【〇〇委員】 どうしてですか。

【〇〇委員】 普通はそう考えられていますか。

【〇〇委員】 普通はお金をいっぱい持っていればいじゃないですか。

【〇〇委員】 高齢者のほうができるのではないですか。だって、子供が小学校に通っていたら、その家から引越すとは普通考えないですけども、高齢者は別にどこに住もうが、少なくとも東京都に関しては、

【〇〇委員】 資産を売り払って老人ホームに入ったりする。

【〇〇委員】 それは考え方したいです。いずれにしても、もっと言ってしまうと、低所得でも、資産を持っているという方なので、そこをどうにか処分をしたり、あるいは貸したりすれば、お金はできるという方向に行くわけですね、本来は。余りそれを言い過ぎると、特に高齢者がどんどん多くなるので、厳しいことになります。一般的にどんな年齢であっても、低所得でも資産を持っていられの方が問題になっているわけです。資産として持っているから固定資産税を払わなければいけなくなる。ですから、それは資産を何か変更すれば、払えるようになるか、あるいは税金がかからなくなるということになるわけですね。ただ、今回は、高齢者の問題、全部が高齢化してという話なので、こういう文脈で書かれていると思って聞いていたのです。

【小委員長】 それぞれ言っている意味はわかっているつもりですので、よく考えさせていただきます。

〇〇委員、何かございますか。

【〇〇委員】 幾つかあるのですけれども、2040年のときに個人住民税のウエイトがかなり下がってくるということはどういうふうに理解したらいいのか。今後のことを考えたときに、個人住民税を引き上げる必要があるのではないかと御意見もここから出てくるのかどうか、この辺は少し議論をしてもいいのかどうかということですね。そのときに、〇〇委員が従来から言われている個人所得課税の累進構造の変化といったときに、三位一体で一律になってしまったと。これはどうしたらいいのでしょうかといったときに、例えば、考え方として、超過課税をして一律で15%にする。ただし、低所得者層について15%を集めるといって、そのままにするというのは累進度ができないので、一括に歳出側で少し対応すれば、実質的には累進構造になるということも考えられるかもしれない。その辺のところは、将来的にどういうふうになるかはともかくとして、現在の枠組みの中でできることとしては、税の側だけの対応ではなくて、合わせ技で、歳出側での対応というのは、低所得者層に対する配慮も可能かもしれないということもあるのではないかと。そういうのが技術的にできるかどうか、法律的にできるかどうか、また検討していただいてもいいのかなと思いました。

それが1つと、それから固定資産税について、例えば6分の1特例を3分の1に変更したときに、税収にどう

いう影響が出るのかというのはシミュレーションできるのかどうか。これを全部廃止したときに、どういう税収になるのかということがシミュレーションできるのかどうかということも、〇〇専門委員にちょっとお知恵を出していただいて、そういうことは可能なかどうか。

あと、法人課税についても、法人住民税の法人税割の部分、例えば、全部国税化されてしまったときのインパクトはどの程度のものかというのはいくらでもできるのかどうか。そういうことがある程度予想できるような場合に、どういう税収になるのかということも少し事務局とも御相談していただいて、数字を出すか出さないかは置いておいても、把握しておいたほうがいいのではないかと気がするのです。この辺も御検討いただけたらと思います。私自身が何かこうしてほしいということではなく、1つの仮説のもとで考えたときにどういうふうになるのか。私が知りたいのは、固定資産税の特例を廃止した場合の固定資産税の税収はどのようになるのでしょうかということ。あとは、地方法人課税についての住民税部分についての想定を置いた場合、どうなるのでしょうか。それから、個人住民税について、超過課税をすることが可能かどうか、これはシミュレーションするまでもないのですけれども、今すぐどうこうではなく、将来的に、姿として個人住民税のウエイトが、この構成比でいいのかどうかということについて、財政需要というのはいかがでしょうか。歳出側についてはちょっと置いておいて、税収の構成比として、法人課税と地方消費税と個人住民税と固定資産税というようなウエイトの部分で考えたときに、構成比としてどの程度かということについては、どういうふうに考えたらいいかということもお考えいただけたらと思います。

【小委員長】 〇〇専門委員から、何かコメントがございますか。

【〇〇専門委員】 〇〇委員のお話はよく理解させていただいていますが、今のモデルの構造からすると、なかなかそこまで入り組んだ構造を持っていないので、さらに精緻化していく必要があるかなと思います。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【小委員長】 では、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 先ほど高齢者の固定資産税の話が出たのですが、具体的に典型的な高齢者というのはこのぐらいの広さの家に住んでいて、どれぐらいの固定資産税を払っているかというデータがあると、イメージ的にははっきりすると思うのです。例えば、低所得の高齢者の人たちは、典型的には、平均的にはこういうところに住んでいて、持ち家の場合はこういうところに住んでいて、毎月、毎年か知りませんが、これぐらい払っている、そういうイメージがわくようなデータです。例えば、土地を持っていて、どれぐらいなのでしょうね、都内だと。よくわかりませんが、100坪だったら半分売れと言いたくなります。土地を売った金で中古マンションにも入居できます。2000万円台ぐらいで十分購入できますし、固定資産税も低くなりますね。そういう具体的な議論ができるかなと思うのです。我々の肌感覚で、都心に土地を持っているが、現金収入がない場合は、どういう生活を送っていらっしゃるのかという、こういったイメージですね。多分、固定資産税の問題になると、土地持ちの人の声が大きくなるでしょうし、そのような人たちが地元の政治家に影響をもっていて、結局、そういう政治家の行動から一番便宜を受けているのは誰かという話になるかと思いますが、いずれにせよ我々がイメージを持てるような、具体的な話ができるようなデータがあるとうれしいかなと思います。

【小委員長】 どうでしょう。

【税制調査課長】 まず、納税者の方の情報として、実は年齢というのは我々は持っていません。なので、例えば、何歳以上の人が持っている家はこんな感じと平均を出すと、納税者のうち何%が65歳以上であるとか、そういったことは出てこないのですが、例えば、前回、持ち家に居住する家計を主に支える者の65歳以上の世帯数と、その世帯の年間収入額という資料を出させていただいているのですが、そういった資料はあります。

【〇〇委員】 それがどれぐらいの土地を持っているというのはわからない。

【税制調査課長】 それはわからないです。個別にはもちろん、いろいろなケースがあるのですが、

【〇〇委員】 例えば、相続税のデータというのはないのですか。要するに、死んだときに土地がこれぐらい残るといったデータについて。

【税制部長】 相続税のデータも公表されているのは課税価格のみでありまして、要するに、どんな面積を持っているかというのとはわかりません。

【〇〇委員】 土地の課税価格というのとはわかる。

【税制部長】 価格自体は、マクロの統計としてはあります。

【〇〇委員】 相続税の課税対象となった土地、家屋のデータありますよ。

【〇〇委員】 ありますか。

【〇〇委員】 ただ、個々の広さというのとはわかりません。

【〇〇委員】 固定資産税の評価額から逆算すれば大体わかる。

【〇〇委員】 固定資産税の評価額と相続税の評価額は違う。一物四価だから、全く違う。

【〇〇委員】 一定の割合で対応はしていないのですか。固定資産評価額の何割という具合で。

【〇〇委員】 ざっくり言って、マーケットプライスがあるとすれば、固定資産税の評価が6割ぐらいだろう、相続税評価が7割ぐらいだろうと言っていますが、マーケットプライスは時々刻々動きますから、3年に1回の評価替えでは、それと乖離しているのは当然です。

【〇〇委員】 というのは、実態がわからなくて我々はこの話をしているのですか。どうなのでしょう。

【〇〇委員】 そうですかね。

【小委員長】 どうぞ。

【〇〇委員】 私は都心3区で仕事をしていますが、港区とか、千代田区とか、そういうところでは、〇〇委員がおっしゃるように、個人が持っていて、そこに住んでいるという人は極めて少なくなりました。ほとんど地上げで持っていけましたから、個人で土地を持っていて、住んでいる人はまず少ないですね。

【〇〇委員】 そういうところに住んでいる人に全く同情しません。

【〇〇委員】 個人で土地を持っていて、個人で何か商売やっているという人も少なくなって、ほとんど法人の所有ということになりますから、〇〇委員のイメージのように都心で100平米個人で持って、相当の資産だというのは余り考えなくていいのではないのでしょうか。例外でしょうね。都心では。ただ、売った人が郊外に行って、少し広い土地を買ったという例はいっぱいありますけれど。

【〇〇委員】 世田谷とかは違いますからね。

【小委員長】 それぞれの方がそれぞれイメージをお持ちですが、実際にどういう調査がなされているかを調べていただいて、どういうデータがあるのか。これから調べるのはなかなか大変なので、今までどういう研究があるのかということ。

【〇〇委員】 ただ、こういう議論がデータに基づいて行われていないというのは、よく考えると問題かなという気はするのですね。

【小委員長】 よく言う総務省の外郭団体の何とかセンターとか、いろいろなところで研究を常にやっておられるようなので、そういうものも含めて、どういう実態あるいは委員の皆さんが知りたいようなデータがあるのかということについて、可能な限り、調べてみていただきたいと思います。その点は、事務局と相談させていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。では、〇〇委員、先にどうぞ。

【〇〇委員】 確かに税収の構成比がどうなるのかに依じて今後のあり方を考えなくてはいけないと思ったのです。そういう意味では、この構成比はとても重要な情報なのですが、〇〇の分析を見ても、ほとんどの税収を名目GDPで回帰しているのですが、法人事業税だけ弾力性が1を下回っているのです。固定資産税は1

を超えていて、法人住民税も1を超えている。そういう係数の中で、GDPが減っていくシナリオを書いているので、係数が1を下回っている法人事業税だけがマイナスの影響が小さくて、結果的に大きくなってしまいう傾向になっています。もう少し精緻化しておかないと、議論をミスリードさせてしまうような気がしますので、〇〇専門委員、どうぞよろしくお願いたします。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員。

【〇〇委員】 済みません、2点あるのですけれども、先ほど固定資産税に関して、不均一課税をやっているところはどういうこととやっているのかという話があったのですが、不均一課税の場合は表に出るのですけれども、例えば、ほかの政令指定都市などで話を聞くと、わがまち特例ではないのですけれども、個別に、個々のケースについて、独自の減免を実はやっているということが結構あって、そこに一定の規則性がある場合もあれば、よくわからないというものもあって、当然、個々に事情があると思うので、表に出せるものとか、出せないものとか、あるのかもわからないのですけれども、東京都の場合に、ある程度、表に見える形で条例等により制度化されているものと、個別に状況を判断しながら対応しているようなものがあるとすれば、そこをどう見るのかというのが1つのポイントになるだろうと思います。

それから、2点目として、1960年代以降つくられたマンションなど、改修ではなくて、大規模な建てかえが始まっていたときに、恐らく東京全体の住宅の事情が大きく変わってくるでしょうし、もう一方で、前回も申し上げましたけれども、これから特に高齢者がどんどん増える、さらに言うと単身高齢者が非常に増えていったときの住宅のあり方との見合いで、実は家屋の部分が大きく変わってくる可能性があるだろうと。そういったところに関して、政策上は、GDPがこのぐらいで、財政需要がこのぐらいで、固定資産税として幾らぐらい取りたいということから、超過課税をかけたり、不均一でということ、一定の推計である程度説明できる部分もあるのかもしれないし、あるいはそれをとるような形で、税制自体もこれまで運用されてきたという局面もあるかもしれないと思いつつ、片方でそういった課税の対象となる土地とか家屋の状況が大きく変わっていく可能性があるということも、ある程度、前提として視野に入れておく必要があるのではないかと考えています。

これは前回も申し上げたのですけれども、今、行政部のほうで、2050年までの人口推計を出されて、すごくショッキングな数字でしたけれども、500メートルメッシュという細かい単位で推計を出していて、それをもとに、今度、財政需要の積み上げのシミュレーションをするという話もあるようなので、そちらと連携をして、こちらで税の推計をして、あちらで財政需要を出したものを合わせていくことで、例えば、どのぐらい財源不足が生じるのかということを出してみることもやられていいのではないかと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございました。

ただいま出された意見について、何かコメントがございましたら。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 さっき〇〇委員がおっしゃったことは、固定資産税が上がると地価が下がるということで、理論的にはそうだろうと思います。しかし、1つは、タイムラグがあるのです。地主さん、あるいは家主さんは、固定資産税が上がりますよ、徴税令書が4月から来ましたよ、となると、すぐに上げないと、地主さんや家主さんのビジネスにならなくなるわけですね。赤字が出てしまいますから。それは既に店子との間の契約で、そういう事態になったら上げますよという当然の契約ですから、〇〇委員がおっしゃるような、個別の、たまたまある契約ではなくて、私は東京の周辺、ほとんど関東地方と言っていいでしょうが、賃貸借契約には当然その規定が入っているわけですから、転嫁するのが個別の事象という話ではなくて、制度的にほとんどそういうふうにならざるを得ない。だから、現象的に、事務局がおっしゃっているように、評価替えがあると、幾ら上がりますかという話になるというのが現実なのです。

〇〇委員がおっしゃるのは、上げたら土地の価格は下がるではないかという御議論だろうと思うのですが、理論的にはそうかもしれません。ところが、大家さん、地主さんは、下がった土地を下がったと認識するのはいつかという、売ったときか、相続のときなのです。その時でなければ実現しないのです。未実現ですから。だから転嫁できるうちはそれが感じられない。また、転嫁できるうちは地価は下がらない。相続のときには〇〇委員がおっしゃっているように、固定資産税は上がって、土地は下がる。もしそういう現象があったとしたら、そのときは低い評価で相続税の負担が軽くなり賃貸を続けるでしょう。それから、売るということになると、〇〇委員がおっしゃるような現象が、あらわれるのだけれども、転嫁が可能な限りそういうことは起きないものだから、おっしゃるようなことがすぐには出てこないということなのです。現実にはね。現実に出てくるのは、関東一円にやっている賃貸借契約で、上がれば上がりますよ、転嫁しなければいけませんよということが優先してしまうのです。だから、論理的にはそのとおりかもしれないけれども、現象的には、首都圏ではそういうふうにあらわれてこない。あらわれたとしても、死んだときか、売るときにしか認識できない、そういうことだと思います。

【〇〇委員】 高くなったので安いところが変わるというのはないのですか。

【〇〇委員】 固定資産税は東京都全体変わってきますからね。港区は上がるけれども、新宿区で下がるという固定資産税の評価はないでしょうから。もちろん、経済的に貧しくなれば安いところに行きますよ。それは当然です。経済の原則ではあり得ますけれども。

【〇〇委員】 立地によっても、そのまま全部転嫁するか、しないかというのは、多分、違ってくるとは思います。とりあえずデータを見るしかないですね。

【〇〇委員】 そうそう。だけれども、現象として、〇〇委員がおっしゃる論理的なことがなぜ今、起こらないのかと考えたら、そこには時間差があるということだと思います。

【〇〇委員】 ラグは当然でしょうけれども、まあ、いいです。

【小委員長】 どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 データがあるかどうか、わからないのですけれども、家屋について、集合住宅の固定資産税の評価額なり固定資産税収と、戸建てというのでしょうかね、そういうデータがあるのかどうか。もう一つは、今、〇〇委員が言われた事例では、もう個人の所有がないということなのでしょうけれども、それは特別区の中でも中心のところはそうなのでしょうが、郊外のほうは、例えば、木密地域と言われているような地域のデータがあるのかどうか。とりわけ重要になってくるのは、防災という観点からすると、木造密集地域の住宅政策との兼ね合いも、固定資産税ともかかわってくると思います。その辺のところについて、新たに調べてくださいということではなくて、今あるデータなりで、地域の実情を示せるようなデータがあれば、事務局のほうで調べていただくことも必要なのではないかと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 先ほどの〇〇委員のイメージする話ですけれども、恐らく住居専用地域かどうかで、容積率がたくさんあるところの商業地域とか、ああいうところであれば、1人で住んでいて現金が入ってこないという住まい方は余りないと思うのです。むしろ、そういうふうに住生活している方は無駄だから引っ越すべきなので、そうではなくて、住居専用地域で、容積が100%とかで、要するに自分の1世帯しか住まえないという人は、所得がなくて、何も現金がないという状態です。ですから、どこをイメージするかというところで確かに変わってくる。イメージの仕方としては、もちろん容積率が上がれば土地の価格に反映されるから、固定資産税も高いということになりますね。ここでは、住んでいるのが高齢者で、全然現金がないという住居専用地域のイメージがあると思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

主に固定資産税について、ほかもありますが、いろいろな意見が出されております。私もちょっと伺ってみますと、負担が増えたときに、借り手の側がどう行動するかということだと思っております。それによって契約が成立しにくくなる、もしくは空き家が増えるとか、そういうことになってくると、それによって増税の分だけ本体価格が下がっていくという流れが傾向としてはあり得ます。その動きがどれだけ早くあらわれるか、先ほどタイムラグの話がございましたが、そういうところも含めて捉えなければいけないと思います。いろいろな意見が出まして、どこをどうまとめるか、何とも言えません。少し時間がございますし、改めて追加の資料もできるだけ集められればと思いますので、それも含めて考えさせていただきます。

それでは、時間も来ておりますので、今日の議論はここで閉めさせていただきます。

それでは、事務局から今後の日程の説明をお願いします。

【税制調査課長】 第4回小委員会の日程についてお知らせいたします。9月29日月曜日の午前10時から、都庁第一本庁舎南側S6会議室、この会議室で開催させていただきますので、御出席方、よろしくお願いいたします。

【小委員長】 それでは、本日の議事を終了いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございました。

これをもちまして第3回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —